

平成21年度 国立大学法人島根大学 年度計画

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画（平成16～21年度）に基づく平成21年度計画を以下に示す。
（注：中期目標を四角（点線）で囲んで該当箇所に示している。また、各項目に付している番号は、中期目標・中期計画・年度計画一覧表の整理番号に対応している。）

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学生収容定員)

島根大学の平成21年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。

1 学部段階では幅広い教養と基礎的な専門知識を身につけ、課題探求能力と問題解決能力を涵養するとともに、修士課程及び博士前期課程では応用力を養い、博士後期課程では専門分野の学問を修得させ、創造力及び応用力を養う。

(学士課程)

No. 1

(1)

- 平成20年度に策定した「初年次教育プログラム・ガイドライン」に基づき、各学部・学科等において初年次教育科目を継続・新規開講する。
- 教育開発センターの「初年次教育プロジェクト」において、初年次教育プログラムの効果を検証する。
- 教育開発センターにおいて、「プロジェクト」を立ち上げ、ティーチングアシスタント（TA）を活用した数学補完授業とTAを重点配置した物理分野の専門基礎教育を、基礎学力向上のモデルケースとして総合理工学部で試行する。
- (2) 医学部において、引き続き医学英語教育へのe-learning導入のための準備を進める。
- (3) 教育開発センターにおいて、ティーチング・アシスタント（TA）の教育効果を検証する。
- (4) 特任教員、同窓生・地域及び民間企業等の専門家を教育支援者として引き続き活用した教育を実施する。
- (5) 外国語教育センターにおいて、効果的な習熟度別クラス編成を推進するとともに、平成20年度より設けた、習熟度の低い学生を対象とする「大学英語入門」を継続的に実施する。

No. 2

- 各学部・学科等において、エッセンシャルミニマムに基づき実施しているカリキュラムについて、中央教育審議会答申（「学士課程教育の構築に向けて」）を踏まえ、学生が身につける学習成果や到達目標を明確に設定する視点から必要な見直しを行う。

No. 3

- 新入生に対して、全学開放科目指定システム（400科目以上登録済み）を周知し、重点化して取り組んできた環境教育やフィールド学習等に関わる履修可能な他学部・他大学開講科目を案内する。

No. 4

- 平成20年度に改定した放送大学との単位互換協定・覚書に基づき、放送大学の学生を特別聴講学生として受け入れる。新入生に対して、平成20年度に科目を指定しカリキュラム化した放送大学開設の基礎科目を周知する。
- 平成20年度に締結した島根県立大学との教育の質向上に係る連携に関する覚書に基づき、「山陰地区FD連絡協議会」を立ち上げ、FDプログラムの共同開発及び実施等の活動に取り組む。

No. 5

- 教育開発センターにおいて、総合理工学部及び生物資源科学部の JABEE 対応委員会との連携を強化し、JABEE 関連担当教員交流会を実施する。
- 総合理工学部において、JABEE の認定を取得した教育プログラムの質の向上を図るとともに、数理・情報システム学科情報分野では JABEE の継続審査を受審し、物質科学科物理分野及び化学分野では JABEE の中間審査を受審する。
- 生物資源科学部において、JABEE の認定を取得した教育プログラムの質の向上を図るとともに、平成 20 年度に受審した中間審査での指摘事項(授業間の連携の強化等)への対応を充実させる。

(修士課程(博士前期課程))

No. 6

- 各研究科において、カリキュラム及び研究指導体制について、学生が身につける学習成果や到達目標を明確に設定する視点から必要な見直しを行う。
- 人文社会科学研究科において、20 年度から正式に始めた修士論文発表会を一層充実させ、その成果と問題点を踏まえ、学生指導の充実を図る。
- 教育学研究科において、新設した教育実習科目の定着を図り、必要に応じて教育プログラムの改善を図る。
- 生物資源科学研究科において、カリキュラム改正にともなう授業科目のシラバスの充実、特別コースのシラバスの英語版の充実を図る。

(博士課程(博士後期課程))

No. 7

- 医学系研究科博士課程において、学位論文審査に学外審査委員が参加できるよう要項の見直しを検討する。
- 医学系研究科博士課程と総合理工学研究科博士後期課程において、医・理工連携教育プログラムを引き続き実施する。

2 それぞれの専門を活かして、自主的に進路を選択し、決定できる学生を育成する。

No. 8

- 各学部・学科等において、卒業後の進路に対応した履修モデルを点検し、必要な整備を行う。
- 教育学部において、サポートマイスター制度を活用した「面接道場」を、引き続き行う。
- 総合理工学部・研究科において、学部・研究科に関係した業界及び研究教育機関で活躍している卒業生、修了生を招いて就職・進学セミナー、講演会を開催し、就職・進学意識の向上を図る。
- 生物資源科学部において、卒業後の進路に関する意欲的な取り組みを促すため、学外者や卒業生による就職セミナーや、大学院進学セミナーを引き続き実施する。また、免許資格等の取得や将来の進路を考慮した履修モデルを提示するなど、きめ細かな進路指導を行う。

No. 9

- 教育開発センター及びキャリアセンターにおいて、初年次教養教育科目「先輩に学ぶ島根大学のこころと形」、「人と職業」、「キャリアデザイン」の学習成果を検証し、初年次からキャリア形成を高めるための方策を検討する。

3 教育の成果・効果の検証を行い、改善に努める。

No. 10

- 教育開発センターにおいて、学部初年次修了時、学部卒業時及び大学院修了時の各学生に対して継続的に実施している教育の成果・効果の検証に関する調査結果に基づき、それぞれの段階における教育の課題を明らかにし、公表する。
- 平成 21 年度学部入学生に対し、入学時・各学年進級時・卒業時に教育の成果・効果を継続的

に検証する学生パネル調査を開始する。

No. 11

- 上記の検証結果を踏まえ、教養教育及び専門教育におけるカリキュラム編成・授業科目の配置等について、中央教育審議会答申(「学士課程教育の構築に向けて」)を踏まえ、学生が身につける学習成果や到達目標を明確に設定する視点から必要な見直しを行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1 大学の理念・目的に沿って、知的好奇心が旺盛で勉学意欲があり、目的意識が明確な学生を、多様な入学者選抜方法で受け入れるために、入試実施体制と入試組織を整備する。

No. 13

- 大学入試の社会的責任に応えるため、引き続き多様な選抜方法による入試を実施する。

2 入学者選抜に関する評価を推進し、その改善に努める。

No. 14

- 平成 21 年度入試における志願者、合格者、入学者等に関するデータを検証し、選抜ごとの入試実施項目(選抜方法、科目、配点、問題内容、面接内容、採点評価基準、合否判定基準等)と入学者受入方針との整合性等を点検する。
- 教育学部において、平成 22 年度から導入予定のAO入試について、その選抜方法を開発し、選抜を行う。
- 医学部医学科において、緊急医師確保対策枠で選抜する募集人員を5名から10名に増員する。
- 医学部看護学科の推薦入試募集人員の見直しを行う。

No. 15

- 現役学生・社会人・留学生等を受け入れるための多様な入試を引き続き実施するとともに、これまでの入試の実施状況を検証する。
- 教育学研究科において、現職教員を対象とした短期履修コース(1年)の定着を図り、問題点・課題等があれば必要に応じ改善する。
- 総合理工学研究科博士後期課程では、同博士前期課程と同様に、留学生が海外在住のまま受験できる選抜方法を導入する。

3 教育目的・目標に即して教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供する。

No. 16

- 教育開発センターと各学部は協力し、中央教育審議会答申(「学士課程教育の構築に向けて」)を踏まえ、学生が身につける学習成果や到達目標を明確に設定する視点から、授業科目間の連関の可視化・カリキュラムの体系化について必要な見直しを行う。
- 教育学部において、平成 19 年度卒業生を対象にFD戦略センターが実施した教育の成果・効果の検証に基づき、必要に応じ授業内容や方法の改善に取り組む。
- 生物資源科学部において、大学院改組との整合性を踏まえ、学部カリキュラムの体系化、改善に引き続き取り組む。

No. 17

- 教育開発センターと各学部は協力し、本学の教育の特色である環境教育やフィールド学習等をテーマとする教育プログラムの実践成果を検証するとともに、プログラムの改善・充実に引き続き取り組む。

No. 18

- 教職課程運営協議会のもと、教育学部附属教師教育研究センターを中心とする全学協力体制を組み、教員免許更新講習を実施する。
- 学芸員の資格取得関連科目の管理運営をミュージアムに一元化し、関係学部と連携して学芸員資格取得コースを充実させる。

- 中央教育審議会答申(「学士課程教育の構築に向けて」)を踏まえ、学生が身につける学習成果や到達目標を明確に設定する視点から教養教育のカリキュラムを見直し、引き続き複合科目・学際領域科目の整備を進める。

4 社会・地域の多様なニーズに対応した教育システムを整え、グローバルな視点から社会にコミットできる学生を育成する。

No. 19

- キャリア教育等の授業を充実させ、インターンシップへの参加を促し、体験学習等を通じて社会にコミットできる学生を育成する。
- 「企業との懇談会」を開催し、地域産業界との交流を深め、キャリア教育・就職支援に生かす取り組みを引き続き進める。

No. 20

- 環境教育、フィールド学習、キャリア教育、島根の人と自然・歴史と文化に学ぶ教育、地域関連学、情報教育、教員及び地域医療人育成等において地域人材を積極的に活用し、引き続き、地域に目を向けた教育に取り組む。

No. 21

- 教育開発センターにおいて、授業改善のための学生の自主的企画・実践活動を支援する。
- 引き続き、教育学部の「ビビット広場」(「1000 時間体験学修」における大学版子どもの居場所事業)など、各学部で実施している体験型、学生参加型授業等において、学生が自ら企画、実践する取り組みの充実を図る。

No. 22

- 「大学コンソーシアム山陰」を構成する大学と連携し、それぞれの海外研修科目の双方向受講を引き続き実施する。
- 学生の自主的な海外研修・学習体験等を単位化する「海外研修・学習体験」科目の開設を学生に周知し、履修を促す取り組みを進める。

No. 23

- 平成 20 年度に終了した特別教育研究経費(教育改革)事業「島根の人と自然に学ぶフィールド学習教育プログラムの構築ー島根大学から世界が見える教育の展開ー」の成果を評価・検証するとともに、島根大学におけるフィールド学習教育プログラムの継承・発展方策を検討する。

5 教育の質を保証する厳格な成績評価を実施する。

No. 24

- シラバスの位置づけと役割がより明確になるように改訂したシラバス作成要領に基づき、原則として全ての授業科目の成績評価基準をシラバスで明示する。

No. 25

- 学生に対する成績通知にグレードポイントアベレージ(GPA)を明示するように学務情報システムを改善する。
- GPAに基づく学修指導を充実させるとともに、学生が身につける学習成果や到達目標を明確に設定する視点からGPAの進級・卒業基準化について検討を開始する。
- 個々の授業科目について、教育の成果を評価し、単位の実質化を検証するため、教養教育科目について、担当科目のクラス平均GP(グレードポイント)、その科目が属する科目群の平均GP、その他教養教育科目群ごとの平均GPを授業担当者に提示する。併せて、これら平均GP等の情報を教員間で共有し、単位の実質化について検討する場を設ける。
- 法務研究科において、GPA基準に基づく学生指導及び教育効果の改善について総括を行う。

No. 26

- 成績評価に関する情報提供システム及び不服申し立てシステムについて、運用実態を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1 大学の理念・目的に沿った教育を実現するために必要な教育体制及び教育支援体制を整える。

No. 28

- 特任教員制度，特別嘱託講師制度，臨床教授等の称号付与制度，幅広い教育支援者の活用を継続して進める。

No. 30

- 教育開発センターを中心に，部局等と連携して，平成 21 年度文部科学省特別教育研究経費（教育改革）事業に採択された「学生の学びを中心に据えた教職員ネットワークの構築とFDの組織化―山陰地域のFD拠点化に向けて―」を実施する。
- 教育開発センターを中心に，平成 20 年度に策定した「島根大学FDポリシー」に基づき，授業公開・検討会，授業改善のための学生プロジェクト活動，全学シンポジウム等を引き続き開催し，教育内容・方法の改善に取り組む。
- 各学部及び外国語教育センターにおいて，部局等としてのFD研修を継続して進める。

2 外国語教育の企画・立案・実施体制を確立する。

No. 31

- センター長及び副センター長のリーダーシップのもと，学生ニーズ・社会的ニーズに応える組織的外国語教育を継続的に推進するとともに，補完教育を含む正規の授業外のグループ指導・個別指導を積極的に行う。

3 附属図書館は，教育・研究及び学習を支える知的情報を提供する。

No. 32

- 学術論文利用システム（統合検索システム―ShimaneLINKS 及び e-Journals Access Page）と，インターネット上の有用な学術リソースを統合的に利用できるポータル環境を提供する。また，膨大な学術論文情報の整理・保存，ネットワーク共有や授業での活用が可能な文献管理ツールの導入を推進する。

No. 33

- 附属図書館研究開発室の以下の事業を推進する。
 - (1) 貴重資料：歴史・地理系プロジェクト（所蔵資料・地域資料）
 - (2) 貴重資料：文学・語学・漢籍系プロジェクト（所蔵資料・地域資料）
 - (3) ラフカディオ・ハーンプロジェクト（資料及びデータベース整備）
 - (4) 大森文庫，古医学書，西東文庫プロジェクト（電子化及び公開事業）
 - (5) 教科書資料活用プロジェクト（調査・整理及びデータベース化推進）
 - (6) 電子図書館機能の推進（システム整備及びコンテンツ形成）
- 資料遡及入力を計画的に推進する。（平成 21 年度―8 ヶ年計画の第 5 年次）
- 学術情報利用システムの改善とコンテンツ利活用の推進

4 情報ネットワーク等を含む教育環境を整備する。

No. 34

- 医学部において，地域医療病院・健康福祉施設実習における医学・看護学統合型地域医療教育遠隔支援 e-learning の実施に引き続き取り組むとともに，コンテンツの充実を図る。

No. 36

- 教育設備の整備マスタープランに沿って，設備・備品の整備を進めるとともに，現状と課題をアンケート調査して再点検する。

No. 37

- 外国語教育センターは，平成 20 年度に整備した e-learning ソフトを活用し，学生の語学自習を積極的に支援する。また，携帯電話を利用する新しい e-learning システム開発に着手する。

- 学生支援センター及び医学部と連携し、外国語学習のための教育環境を一層充実させる。

5 教育活動の評価システムを確立する。

No. 39

- 教育開発センターを中心に、学生による授業評価を継続実施し、その分析結果を授業改善に活用する。また、授業評価アンケート・プロジェクトチームを中心に、各学部等における授業評価結果の検討報告を引き続き行う。
- 授業評価アンケートについて、回答率の向上方策、授業改善の取り組みの可視化等を検討する。
- 「教員の教育表彰に関する取扱要項」及び「教養教育領域における教員の教育表彰に関する運用方針」に依拠し、学生による授業評価結果又は大学教育の発展に対する顕著な貢献に基づき、「島根大学優良教育実践表彰」を引き続き行い、優良実践の内容を教職員に公開する。

6 社会の要請を踏まえ、学部及び大学院の新設・改編・充実を行う。

No. 42

- 「多地点制御遠隔講義システム」に関わる SINET3 の導入により、平成 20 年度実施の改組及び導入された課程制の実質化を進める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1 学生の学習支援体制を強化する。

No. 43

- No.2 に記載の年度計画を実施する中で、履修モデルについても必要な見直しを行う。

No. 44

- 授業担当教員は、オフィスアワーを活用し、担当授業に係る教育指導を充実させる。
- 指導教員は、「学生電子カルテシステム」を活用して学生の履修状況・単位取得状況・就職活動・課外活動等の実態を把握し、学修・生活支援を充実させる。

No. 46

- 各学部、教育・学生支援部を中心とした関係部署の連携により、特別の支援を必要とする個々の学生のニーズにあった学習環境の整備と支援を行う。

2 課外活動及びボランティア活動の支援体制を整備する。

No. 47

- 全課外活動サークル及び学生を対象とする研修会を実施する。
- 平成 19 年度に採択された「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」を、引き続き実施する。
- 課外活動サークルが活動しやすい環境作りのための設備・器具・用具等の整備を行い、サークル活動の活性化を図る。

3 学生の生活支援体制を強化する。

No. 48

- 学生代表組織である学生生活推進委員会との関係を強化し、学生の意見を反映させた学生生活支援を行う。
- 各種調査、アンケート結果を踏まえ、関係部署で情報を共有し、学生生活の支援に反映させる。

No. 49

- 不登校を未然に防ぐため、常勤カウンセラーを中心に新入学生に対するグループワークを実施する。
- 「学生電子カルテシステム」を有効利用し、指導教員、保健管理センター医師、学生相談担当者が連携しメンタルケアを行う。

No. 50

- 学生に対するあらゆるハラスメントを防止するため、指導教員、相談員間の情報の共有化を図り、適切に対応する。
- 学生の悩みやハラスメント等に関するテーマで、教職員に対する研修会を引き続き実施する。

No. 51

- 学生からの相談、意見、苦情をメール相談、意見箱への投書等により把握し、適切な助言等を行う。
- 保健管理センターにおける相談体制を充実させるため、定期的に学生相談担当者連絡会を開催し、情報を共有化する。

No. 52

- 各学部において保護者と教員との面談、意見交換会等を引き続き開催する。
- 引き続き保護者に対し、前年度の成績を通知することにより履修状況等の情報を共有化し、保護者と共に学生支援を行う。新たに新生入生については、前期の成績を後期の早い時期に通知する取組みを開始する。
- 保護者に対して、カルト集団からの勧誘・対策等についての情報提供を引き続き行う。

No. 53

- 学生食堂等の福利厚生施設について設備・機器の更新を行い、学生の生活環境を整備する。
- 学生と職員が一体となり、学内環境整備（運動場・体育館等の課外活動施設の草刈り・ゴミ拾い・清掃）を実施する。

No. 55

- 島根大学独自の奨学金制度の創設を行うため、島根大学支援基金への寄附募集を学内外で引き続き行う。
- 法務研究科において導入した成績優秀者入学料・授業料特別免除制度の創設2年目に当たり、制度の広報活動を強化する。

No. 56

- 大学業務等への学生アルバイトの活用を図る。

No. 57

- 「4大学（島根大、山口大、愛媛大、高知大）間学生交流自主的・実践的研究プロジェクト」に対して調査活動費、研修旅費等の支援を引き続き行う。
- 大学院学生の学会発表の旅費等を奨学金として補助する制度を充実させる。
- 総合理工学研究科博士後期課程では、引き続き、大学院学生の学会発表の旅費等の補助を実施する。

4 学生の就職支援体制を強化する。

No. 58

- 不況下における対策として、個別相談を充実させ、求人情報を迅速に提供するとともに、新規求人開拓を積極的に行う。
- 新設する学生支援センター内にキャリアカフェを設置し、就職相談・就職情報調査等において学生が利用しやすい環境を整える。

No. 59

- キャリアセンターが整備した就職相談・求人情報提供の情報システムを既卒者に周知する広報活動に取り組み、システムの活用を促進する。

5 留学生の生活支援体制を強化する。

No. 60

- 国際交流センター留学生交流部門を中心に、留学生の諸相談に応じ、各部局及び各センターと連携して、必要な修学指導・生活指導を引き続き行う。

No. 61

- 国際交流センターにおいて、多言語による情報発信の一環として、学内インフォメーションの多言語化を引き続き推進する。また、国際交流センターホームページのコンテンツの充実化と多言語による情報提供を引き続き推進する。

No. 62

- 留学生後援会の寄附金を有効活用し、留学生への経済的支援を引き続き行うとともに、島根県留学生等交流推進協議会など関連団体に新規の奨学金の創設についての依頼を引き続き行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1 地域における知の拠点として、社会の要求に応えられる多様な学問分野を育成するとともに、特色ある研究を強化し、国際的に評価される研究拠点を構築する。

No. 63

- 平成 20 年度からの第 2 期プロジェクトの 2 件の重点研究プロジェクトについて、その成果を十分に検証し、本学の特色ある研究として実施するとともに、引き続き産学官連携研究の推進を図る。

No. 64

- 地域再生及び地域の知の拠点形成の視点から、島根県等と協議して立ち上げた連携融合プロジェクト、第 2 期重点研究プロジェクトの「S-匠ナノメディシンプロジェクト」及び「地域資源循環型社会の構築—持続可能で活力ある地域を目指して—」を引き続き推進する。

2 研究成果を学内研究者で共有するとともに、積極的に社会に還元する。

No. 65

- 引き続き研究者情報を、一層充実させる。

No. 66

- 各研究組織の主要な研究成果並びに分野横断的な重点研究プロジェクトの研究成果を総説の形で冊子にまとめ、ホームページに掲載し学内外に公表する。

No. 68

- 引き続き STORE (JST) 及び特許流通 DB (INPIT) に、特許情報を掲載し効率的な活用を図る。

3 国内外のトップレベルの水準として評価される研究を維持・創出することを目指す。

No. 69

- 研究戦略会議において策定した、第 2 期重点研究プロジェクト等を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1 研究体制を整え、研究目的・目標の達成に結びつける。

No. 72

- 平成 20 年度から見直した第 2 期重点研究プロジェクトに対して、平成 21 年 3 月に実施した研究成果の評価結果に基づき、重点的な研究費の配分を行う。

2 研究目的と規模に応じて、適切な研究支援体制と研究環境を整備する。

No. 74

- 平成 19 年度に制定した、「サバティカル研修」制度の円滑な運用を引き続き図る。

3 研究活動等の状況や問題点を把握し、研究の質の向上及び改善を図るための評価システムを整備する。

No. 78

- 「島根大学共用スペース運用要領（平成 19 年 9 月 20 日学長決裁）に基づき、20 年度末にまとめた利用計画により、全学共有スペースの有効活用をすすめる。

No. 79

- 引き続き研究表彰制度による表彰を実施するとともに、受賞者による公開講演会を開催する。

4 組織の改組転換を含め、教育機能、研究機能を再検討し、教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

No. 80

- 複合・融合領域の研究プロジェクトとして、プロジェクト研究推進機構での第 2 期重点研究プロジェクトを引き続き推進する。

No. 81

- 総合情報処理センターとしての教育研究体制を充実させるため、引き続き外部の人材や外部資金を導入する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1 「地域とともに歩む大学」として、生涯学習社会に対応した社会貢献の推進、地域産業界・地方公共団体との連携を強化し、学内外の研究組織・機関との連携・協力を図る。

No. 82

- 生涯学習教育研究センターを中心に、学部横断的な大学公開講座及び市民大学等との連携講座を引き続き開設する。

No. 83

- 「島根大学生涯学習教育研究センターと島根県教育委員会との生涯学習推進のための連携・協力に関する協議会」における協議に基づき、生涯学習指導者研修事業を引き続き推進する。

No. 84

- 教育開発センターにおいて、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」（最終年度）を履修証明プログラムとして実施し、その成果を公表する。
- 社会人特別課程として、生物資源科学研究科において、平成 19 年度に採択された科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点形成改革プログラム」に関連した「地域人材育成リカレント特別コース（非修士 1 年）」を設置し、履修証明プログラムとして実施する。
- 高等学校の大学見学やスーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）事業の実施に積極的に対応するとともに、その効率的な運営について検証する。

No. 85

- 整備した市民相談体制について、さらなる機能の向上を目指し、社会のニーズに迅速かつ的確に対応するうえでの改善点がないか、第 1 期中期目標期間最終年度としての検証を行う。

No. 86

- 地域の中小企業と大学との連携を促進するため、日本政策金融公庫、商工中金及び山陰合同銀行グループと締結した協定等を活用し、引き続き地域産業の活性化に資する。

No. 87

- 引き続きリエゾン活動を推進するとともに、島根県のコーディネータと協議し、平成 21 年度以降の新たな連携融合プロジェクトとして、都市エリアプロジェクト計画を進め、共同研究の増加を図る。

No. 89

- 策定した広報プランに基づき、地域住民・企業・地方公共団体等に対する広報活動の強化を図る。
- 島根県経済団体との懇談会を開催し、情報発信や広聴活動を行う。

No. 90

- 国際交流部門の事業は継続して行うほか、加盟公立大学の統合・法人化への対応、更に地域との連携を視野に入れた、新たな「コンソーシアム」のあり方を引き続き検討する。

No. 91

- 「疾病予知予防研究センター」設置に向けたコホート研究体制の拠点を整備するとともに長期的な疾病予防を推進する研究プロジェクトに取り組む。

No. 92

- 地域に対する社会貢献の成果を高めるため、平成 20 年度に引き続き、「医学部市民生涯学習支援室」を中心に島根県内各地において公開講座を実施する。

2 独自の国際貢献に関する目標を明確にし、推進する。

No. 93

- 国際貢献や内なる国際化に関して、学部・センターごとに明確化した役割に沿った国際交流を推進する。

3 外国人留学生の積極的な受入を図るとともに、受入体制の整備を推進する。

No. 94

- No.62 に記載の年度計画に併せ、留学生実態調査結果による留学生の要望事項である経済的支援に対して、奨学金の公募情報・アルバイト情報の周知を通じた生活支援を引き続き行う。

No. 95

- 国際交流センターと外国語教育センターの連携による日本語補講や日本文化研修事業、日本語能力試験への受験支援を引き続き実施するほか、留学生実態調査結果による留学生の困窮度が高分野の支援・指導を引き続き行う。

No. 96

- 国際交流センターにおいて、帰国留学生ネットワークの拡大支援に取り組む。

No. 97

- 日本学生支援機構が主催する留学フェア等に継続して参加し、積極的な広報活動を引き続き実施するとともにコンテンツの充実化を図る。

No. 98

- 自治体との連携を保ちながら、国際理解を深めるため地域住民との交流による各種体験プログラムを引き続き実施する。

4 海外の大学・研究機関等との連携・交流を推進するとともに国際共同研究を推進する。

No. 99

- 協定の更新や新規の協定締結時の審査制度を機能させ、交流協定校の重点化を図り、実効的な国際交流を推進する。

No. 100

- 国際交流・国際貢献の実施に関して必要な研修を引き続き実施する。

No. 101

- 国際交流センター学術交流部門を中心に、国際交流に関する情報収集を行い、教職員に対する情報提供を強化するとともに、国際交流プロジェクトを継続して支援する。

5 外国人研究者の受入体制を整備する。

No. 102

- 島根大学国際交流事業基金等を活用し、外国人研究者の招聘経費の援助を引き続き行う。

No. 103

- 重点プロジェクト研究に関連した外国人研究者を、引き続き期限を付して招聘し、学術研究交流を推進する。

6 海外先進教育研究実践支援プログラム等、教職員の海外派遣体制を整備する。

No. 104

- 島根大学国際交流事業基金等を活用した教職員の海外派遣プログラムを引き続き推進する。

No. 106

- 国際交流センター学術交流部門が中心となって、外部機関の国際交流データベースへの登録推奨を引き続き行うほか、本学独自の国際交流データベースを活用して国際交流、国際貢献を引き続き推進する。

7 学生の海外派遣を推進する。

No. 108

- 国際交流センターと外国語教育センターが連携して、入学間もない時期から海外留学に関する情報提供や留学生との交流会を引き続き実施するとともに、教養教育の展開科目「国際理解」のジャンルで異文化理解を深める講義を提供する。

No. 110

- 留学生を活用した派遣留学説明会等を引き続き開催するほか、海外留学を経験した学生で構成したサークル（GOHG）と国際交流センターが連携して留学情報を提供する。

No. 111

- 国際交流センター学生交流部門が中心となって、私費留学を希望する学生に対し、海外留学における安全管理指導を行うほか日本学生支援機構からの情報提供や、留学資金の各種貸付情報を引き続き提供する。

8 附属図書館は地域社会との連携及び国際化への対応を推進する。

No. 112

- 島根県内図書館ネットワークシステムを使用して本学所蔵図書を地域住民にも広く提供し、生涯学習支援を含めた地域サービスを展開する。
- 県内の他図書館と協力し、所蔵資料・地域資料を活用した合同の企画展示及び講演会を開催する。

No. 113

- 国内外を問わず研究成果物の相互利用を推進する枠組みである島根大学学術情報リポジトリへの継続的な入力依頼を行うとともに、収集タイトルの拡大を図る。
- 同リポジトリ技術を基礎とし、遺跡資料のネットワークによる相互利用体制を中国5領域に拡大し推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1 専門医療体制を整備し推進する。

No. 114

- 都道府県がん診療連携拠点病院として、診療、治療、相談支援体制の充実を図る。また、地域がん診療連携拠点病院と連携し、専門医療研修・教育を実施する。
- 院内がん患者データ登録項目を「島根県地域がん登録」と統一し、県内全域との比較分析等を行うとともに、科学的根拠に基づいた治療を推進する。

- 腫瘍センターにおいて、各診療科間の横断的連携を図り、集学的治療の推進と、がんに関する診療、研究部門の機能強化・充実を図る。

No. 115

- 地域の行政や医療機関と連携し、メタボリックシンドローム対策を継続して推進する。
- 臨床栄養部を中心に診療科との連携を図り、メタボリックシンドローム対策を推進する。

No. 116

- 効率的かつ質の高い医療を提供できるよう、集学的・横断的診療に向けた医師の流動的配置について、継続し検討をする。
- 女性スタッフ支援室の支援機能の強化・充実を図ると共に、今後のあり方を検討する。
- 認定看護師、専門看護師資格認定のための研修費用補助金制度の活用を推進するとともに、看護師のキャリアアップ支援体制の充実を図り看護師の定着を促進する。

No. 117

- 血液浄化治療部において、臨床工学技士の継続的配置等治療スタッフの充実と透析機器の整備充実を図り、より質の高い医療の提供を継続する。

2 地域社会に還元できる先端的医療を導入する。

No. 118

- 治験件数の増加を目指し、CRC（治験コーディネーター）外来を中心に、引き続き治験担当医師及びコメディカルスタッフによる組織的な連携体制を強化・充実する。
- 患者・医療従事者等に対する治験に関する情報提供体制を充実させ、治験の活性化を図る。

No. 119

- 地域医療機関の指導的役割を有する病院として、継続的に高度先進医療の実践を図る。
- 大型医療機器等の整備充実を行い、先端治療技術等の研究・開発を進める。

No. 120

- 島根県唯一の献腎移植手術実施に向けて体制構築を図る。
- 病院再開発事業を踏まえて、腫瘍センター内の再生医療・移植センター機能について、体制の整備・充実を検討する。

3 人間性豊かな思いやりのある医療人を育成する。

No. 121

- 「病院医学教育センター」を中心に、医療安全管理・教育と病院医学教育研究の強化・充実を図る。
- 「内視鏡手術トレーニングセンター」内に、更に「内視鏡トレーニングシステム」を増設し、院内の医療関係者への教育の強化・充実を図るとともに、地域医療機関との連携を持ったトレーニング教育を検討する。

No. 122

- 卒後臨床研修センターと地域医療教育研修センターを中心に、県内の医療機関及び他大学との間で連携強化を図り、研修医の相互交流を踏まえ効果的な卒後臨床研修を目指し、引き続き取組の強化を図る。
- 大学病院連携型高度医療人養成推進事業（都会と地方の協調連携による高度医療人養成）を、関係大学と連携を図り、効果的な交流のもとに、引き続き医療人養成事業を推進する。
- 大学病院連携型高度医療人養成推進事業（山陰と阪神を結ぶ医療人育成プログラム）を、関係大学と連携を図り、効果的な交流のもとに、引き続き医療人養成事業を推進する。

4 患者中心の全人的医療を実践し、安全の確保を図る。

No. 123

- 情報公開について、本院のホームページや診療案内2009で医療業績等を含めた医療情報を公開する等、引き続き診療情報を積極的に発信する。

- 地域住民を対象とした健康教育番組の継続とともに、講演会などを定期的に行い、引き続き一般社会に向けた医学情報の公開・普及を図る。
- 本院の患者情報を含む個人情報について、プライバシーマーク制度の趣旨に沿って、的確な情報管理を継続して行う。

No. 124

- 医療安全体制を強化するため、インシデントレポートの電子登録システムを高度な解析可能システムに更新し、詳細な解析を基に、症例検討会（MMC）を積極的に指導し、解析データのフィードバックを推し進め医療事故防止対策を継続して行う。更にe-learningシステムを導入して職員教育を充実する。
- 病院医学教育センターを中心に、各部署が実施した教育・研修会を一元化し評価・検証を行い、効率的な教育・研修の実施を図る。
- 「MEセンター（仮称）」を設置して、医療機器の安全管理と臨床工学技士の効率的な業務運営を行う。

No. 125

- 県内関連医療機関等との間で設置された会議等を積極的に活用し、地域医療機関等との相互理解・協力体制を推進する。
- 地域医療情報ネットワークシステムを活用した、患者サービスの強化と充実を継続する。
- 地域医療連携センターのMSW（メディカルソーシャルワーカー）を増員し、地域医療機関と連携し患者支援等のサービスの充実を図る。

5 管理運営体制を強化し、経営を改善する。

No. 126

- 経営企画戦略会議を中心とする運営体制の効率性を高めるとともに、外部有識者を加えた附属病院経営懇談会の意見を参考に、より一層の経営改善を行う。

No. 127

- 外部委託業務の検証に基づき、附属病院における外来担当及び入院担当業務の全面外部委託を行うとともに、「レセプトデータ電算チェックシステム」を導入し、精度管理を行うなど患者サービスの推進と業務の効率化を図る。
- 島根地域医療情報ネットワークシステム等を活用し、地域医療機関等との連携を強化し、患者サービスの充実を図る。
- 入院患者やその家族の癒しを目的に、病院内コンサート等の催し物を積極的かつ定期的に企画する。
- 患者図書室の整備充実を進める。

No. 128

- 医療材料管理室を中心に、院内物流中央管理システム（SPD）の活用と検証を行い、医療材料のより効率的な管理体制を推進する。
- 各種経費の削減を行うため、医薬品・医療材料等の購入内容を再点検し、安価な製品への切替等を行う。
- 購入契約前後の市場調査や価格交渉の強化、及び他大学との連携を持った価格交渉等により、診療経費削減を図る。
- 老朽化した医療機器の計画的な更新を実施する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1 幼児・児童・生徒に確かな基礎学力と「自ら学び、自ら考える力」を育む附属学校を創る。

No. 133

- 平成 20 年度に策定した幼・小・中一貫教育を実現するにふさわしい入試方法を本格的に実施する。

2 教育学部とともに歩み、教員養成学部を支える新たな教育観・教職観に満ちた附属学校を創る。

No. 134

- 平成 20 年度に開発、試行を行った大学院生を対象とする「教育実習プログラム」を大学院のカリキュラムに明確に位置づけ、本格的に実施する。

No. 135

- 平成 20 年度までに開発した「特別支援教育体験」ならびにサイエンスアカデミーや放課後保育プログラム（そら）を活用して、教育学部学生の教員に必要な資質を向上させる取り組みを本格的に実施する。

No. 136

- 平成 20 年度に実施した大学院の改組によって新設した科目「学校教育実践研究」及び「教科内容構成実践研究」等によって、大学院生の教育を行い、指導的教員の養成を行う。

3 地域に開かれ、地域を育み地域に育まれる附属学校を創る。

No. 137

- 幼、小、中一貫教育を着実に進め、第 2 回の幼、小、中一貫教育研究発表協議会を開催し、公開授業・保育、授業・保育分科会やシンポジウムなどを行い、一貫教育の実施による成果を公表し、さらに地域の学校の教育力の向上に貢献する。

No. 138

- 大学院の改組に伴う現職教員の 1 年短期履修コースの教育内容を検討し、改善を図った現職教育プログラムを附属学校園において実施し、大学院教育の充実のための取り組みを行う。夏季に特別支援教育、国語、算数・数学、理科のミニ研究会を実施し、授業改善のための研修の場を提供する。

4 21世紀の教育を実践するに相応しい附属学校の組織及び施設設備を創る。

No. 142

- 幼稚園舎と附属中学校の養護棟の改修を行い、環境とともに安全性に配慮した学習環境をつくる。養護棟の改修にともなって、附属中学校での教育実習を充実できるように、教材研究や模擬授業を行える研究室を確保する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1 学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な支持と創意工夫を結集して、総合大学としての自立的かつ機動的な大学運営を行う。

No. 145

- 第 1 期中期目標期間における目標の達成状況を検証し、それを第 2 期中期目標・中期計画の策定に活用する。
- 引き続き教職員の個人評価を実施し、教職員の諸活動の資質向上を図る。

No. 146

- 監査の実効を高めるため、第 1 期中期目標期間における監査結果に対する措置状況を取りまとめる。

2 教員と事務職員等が一体となり、共同して業務運営が行える体制を整備、強化する。

No. 149

- 事務職員の能力開発を積極的に推進し、教員と事務職員が一体となって計画立案・執行に参画する場を引き続き広げる。

No. 150

- 新入生等に対する大学生活支援活動を、学生支援G Pの実施に伴い組織した「学生サポートスタッフ」により実施する。

3 法人の持つ学内資源(資産, 財源, 人員等)を, 全学的な視点に立って戦略的に運用し, 法人全体の個性ある魅力的な大学を創造する。

No. 151

- 「島根大学における大学評価に関する基本方針」を踏まえ、引き続き評価結果に基づき予算配分を行う。

No. 152

- 引き続き評価に基づく「評価(競争的)経費」及び「政策的経費」の配分を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1 組織の改組転換を含め, 教育機能, 研究機能を再検討し, 教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

No. 155

(法務研究科)

- 認証評価結果に対応する改善を行うとともに、山陰地域の法曹養成機関としての役割を果たすため、他地域法科大学院との連携協議を行う。

(法文学部)

- 人文社会科学研究科では、引き続き、修論発表会の充実を図るなど平成16年度以降の制度改革の実体化を推進するとともに、優れた学生を安定的に確保するために、入試方法を検討する。
- 法文学部では、社会福祉士制度の改正に伴って、社会文化学科福祉社会コースのカリキュラムを改正し、実施する。また、改組後の総括を進め、次期中期目標・中期計画の検討を開始する。

No. 156

(教育学部)

- 「特色G P」, 「教育G P」について、引き続き充実を図る。
- 全学的な観点から教員養成のあり方について引き続き検討するとともに、実施される教員免許更新講習の円滑な実施に努める。
- 大学院組織・教育内容・方法に関する点検・評価を行い、引き続き整備・改善を行う。

No. 157

(医学部)

- 平成20年度に設置を決定した大学院修士課程の「地域医療人支援コーディネータ養成コース」を平成21年度から開設する。
- これと連動して、地域医療の担い手となる総合医の育成を目指す「地域総合医養成コース」を大学院博士課程に設置するための検討を行う。

No. 158

(総合理工学部)

- 各学科・分野で整備してきた JABEE 対応教育プログラムについて、JABEE 審査の結果を踏まえた点検・改善を実施するとともに、物質科学科物理分野及び化学分野は中間審査を、数理・情報システム学科情報分野は継続審査を受審する。

(生物資源科学部)

- 生物資源科学研究科改組完成年度にあたり、組織、教育内容、教育方法等の設置理念について学部との整合性を再検証する。また、附属生物資源教育研究センターにおける教育・研究及び事業のあり方についての中長期的な計画を策定する。

No. 159

(外国語教育センター)

- センター長のリーダーシップのもと、第2期中期目標・中期計画を視野に入れながら、特に、平成20年度に答申した「英語教育高度化の推進」のためのアクションプランについて、新しいカリキュラムの策定等、各項目の具体的な検討を行う。

(教育開発センター)

- センターを中心に部局等との連携を強化し、大学教育の企画・実施・評価、ファカルティ・デベロップメント(FD)の計画・実施、教育の成果・効果の検証・評価等を引き続き推進する。
- 教育の質保証システムの体系的構築に向けた取り組みを開始する。

(国際交流センター)

- 「国際交流戦略」に基づいた諸活動を引き続き推進する。

(総合企画室)

- 大学の運営に係る戦略的取組みを推進するため、全学的な企画・立案を行う。

(評価室)

- 蓄積した教員の活動データ及び大学情報基礎データ(組織データ)を自己点検・評価に活用しやすくするため、大学評価情報データベースシステムの改善を行う。

(入試センター)

- 平成21年度事業計画に基づき、入学試験の企画、広報、実施、評価・改善に関するセンター機能を充実させる。
- 教育開発センター、外国語教育センターと連携し、入試から大学初年次教育までを見通した高大接続教育に着手する。
- 入試情報・データを調査・分析・評価し、入試の改善に取り組む。

(キャリアセンター)

- 新設する学生支援センター内への移設に伴って「キャリアカフェ」を設ける等、学生の就職支援環境を整備する。
- 各学部と連携し、求人企業の開拓、求人・就職状況の迅速な情報収集・提供に取り組む。
- キャリアガイダンス、就職ガイダンス、キャリア教育の企画・実施、及び就職相談を充実させる。

(産学連携センター)

- 産学連携センターに整備した連携企画推進部門のリエゾン機能を活用し引き続き共同研究を推進するとともに、知的財産の創出を図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

2 教育研究を一層活性化させるために、教員の流動性を向上させるとともに、有能で多様な人材の登用を推進する。

No. 167

- 女性研究者、外国人教員の比率を高めるために、採用部局に対し人件費等についてインセンティブを付与し、受け入れやすい制度を構築する。

3 事務職員の専門性等の向上のため、必要な研修機会を確保するとともに、他大学等との人事交流に配慮する。

No. 168

- 職員の専門性の向上のため、引き続き業務体系別の専門性の高い研修に派遣し、受講させる。

No. 169

- 山陰地区、島根地区については交流協定に基づきこれまでどおり定期的・計画的人事交流を推進する。また、交流の範囲を中国地区内及びその他の地域まで広げた人事交流を計画的に推進する。
- 民間や地方公共団体との人事交流について、検討する。

4 教職員の処遇に本人の業績を適切に反映させる。

No. 172

- 事務職員等に対するキャリアモデルを提示するとともに、昇任試験制度を設けることにより適切な処遇・配置を行う。

5 教職員の人権意識、職場倫理及び社会的信頼をより一層向上させる。

No. 173

- 本学職員のモラル向上と法令順守のための研修、講演等を引き続き実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1 各種事務の集中化・電算化等により、事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに、事務組織・職員配置の再編、合理化を進める。

No. 178

- 引き続き業務処理方法の見直しを行い、学内 LAN を利用した業務の効率化・迅速化を推進する。

No. 181

- 複数年契約において、契約開始時期・契約方法等の見直しを行い、契約金額の低減及び契約事務の簡素化を引き続き推進する。

No. 182

- コア業務以外の業務のアウトソーシングについて、コストパフォーマンス、法人業務の重点化・合理化・効率化等の観点から検討し、可能なものから実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1 科学研究費補助金等外部研究資金その他の自己収入を積極的に増やし、活用するための組織的な取り組みを行う。

No. 183

- 「科学研究費補助金獲得向上のための取扱いに関する基本方針」により、制定したインセンティブ及びペナルティ制度並びにアドバイザー制度を活用し、引き続き科学研究費補助金の増加を図る。
- 外部資金導入啓発活動による説明会を引き続き実施し、外部資金の増加を図る。

No. 184

- 平成 19 年度に確立した申請アドバイザー制度を引き続き活用し、申請者からの相談に適切に対応する。

No. 185

- 外部資金獲得のため啓発活動を引き続き行う。

2 収入を伴う事業の実施により、自己収入の拡充に努める。

No. 187

- 公開講座と公開授業の開講数の増加を図るとともに、その一部を近隣市町村の市民大学などの連携講座として実施する。また、国・地方自治体、民間教育関係団体からの地方における地域再生・人材育成に係る委託研究事業を積極的に受け入れ、収入事業の拡充を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1 管理的経費の抑制を図る。
- 2 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組みを行う。

No. 188

- 予算配分において引き続き管理的経費を1%削減する。
- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、引き続き平成17年度人件費予算相当額の概ね1%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 資産の効率的活用を図る。

No. 189

- 引き続き資産の適切かつ効率的な運用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 2 自己点検・評価を積極的に行うとともに、第三者評価を厳正に受けとめ、評価結果を大学運営の改善に十分に反映させる。

No. 192

- 「大学機関別認証評価」を受審するとともに、そこでの点検・評価の結果及び法人評価委員会による中期目標期間の業務実績評価の結果を次期中期目標・中期計画の策定に反映させる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1 教育研究活動の状況等大学に関する情報提供の充実を図る。

No. 193

- 策定した広報プランに基づき、引き続き広報・広聴活動を展開する。

No. 195

- 学術情報リポジトリ等の知的情報データとの連携を充実させるため、大学評価情報データベースシステムの必要な改善を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1 施設・校地の点検・評価に基づき、教育研究スペースの適正化・活性化を図り、長期的な施設整備の構想を立案し、計画的な整備と管理を行う。

No. 197

- 各学部の施設検討委員会において、施設整備事業の計画及び整備実施後のスペースについて、評価を実施し、全学共用スペースの有効活用を図る。
- 出雲キャンパスについては、病院再開発計画及び「(出雲)キャンパスマスタープラン」を整合させながら施設の有効活用を図る。

No. 198

- 「教室現代化年次計画」に沿って、平成 21 年度教室整備計画を実施するとともに、引き続き全学管理のもと効率的に運用する。

No. 199

- 研究設備の有効利用について一層推進するとともに、引き続き共同利用機器の整備を進める。

No. 200

- 松江キャンパスについては、(松江) キャンパスマスタープランの「ゾーニング計画」に基づき、道路、歩道、駐輪場、駐車場等の整備を引き続き実施する。
- 出雲キャンパスについては、病院再開発計画及びキャンパスマスタープランに整合した道路、駐車場等の整備を引き続き実施する。

No. 201

- 松江キャンパスについては、(仮称) 大学ホール、教養講義室棟及び旧奥谷宿舎の環境整備を順次実施する。
- 出雲キャンパスについては、医学部臨床研究棟耐震改修時に研究室等の環境整備を実施する。

No. 202

- 病院再開発に関し基本計画を踏まえ新病棟の建設(平成 23 年 6 月完成)を行うとともに、既存建物の改修について準備を進める。

2 キャンパスアメニティの向上, エコロジーキャンパス, キャンパス緑化等を推進し, 豊かなキャンパスづくりを図る。

No. 203, 204

- 松江・出雲両キャンパスにおいて、環境マネジメントシステムの PDCA サイクルにより、安全で快適なキャンパス環境の向上を目指し、学内交通ルールの周知・徹底を図る。

3 ユニバーサルデザイン, 環境保全等の社会的要請に十分配慮する。

No. 205

- 松江キャンパスについては、附属図書館(本館)エレベーターの整備を検討する。
- 出雲キャンパスについては、医学部臨床研究棟及び事務棟の耐震改修時にスロープおよびエレベーターを順次整備する。

4 民間資金等の導入による施設整備やその管理運営等を含め, 特色ある施設整備や施設管理の推進を図る。

No. 206

- 学生寄宿舎の整備について、民間資金の調達方法等引き続き検討を行い、その整備に取り組む。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1 研究・実験施設, 教室, 附属病院等における, 安全衛生管理を徹底して, 教職員の健康と安全を守る環境整備と, 学内での事故防止に努める。

No. 207

- 産業医、衛生管理者及び衛生工学衛生管理者による職場巡視結果を踏まえ、改善を要する事項については、引き続き、施設及び設備の適切な改善策を講ずる。
- 安全衛生管理体制をさらに充実させるため、引き続き、衛生管理者等の養成を実施する。
- 特定化学物質及び有機溶剤を使用する教職員及び学生に対し、安全衛生教育を引き続き実施する。
- 労働安全衛生マネジメントシステムの構築に向けて、引き続き、組織体制、リスク管理等の検討を行う。

2 化学物質, RI, 実験廃液及び廃棄物処理等の安全管理を図り, 安全で快適な教育研究環境の確保を図る。

No. 208

- 実験廃液処理等に関するマニュアルの見直しを行い, 引き続き安全管理に努める。

3 自然災害や人的災害及び原発事故等に対する安全性の確保に努める。

No. 210

- 防災設備の点検及び施設パトロールによる防災設備の機能点検結果等に基づき, 防災設備の整備を行う。

No. 211

- 危機管理マニュアル及び災害対策マニュアルの見直し検討結果に基づき, 引き続き, 島根県・松江市と連携した防災訓練(原子力, 地震, 風水害, 火災等)及び教職員, 学生を対象とした防災教育を実施する。

4 高度情報化を推進するため, 情報資産のセキュリティ対策の充実を図る。

No. 213

- 引き続き情報セキュリティ講習会・セミナーを実施し, 学生・教職員に対して情報セキュリティに関する啓発, 情報セキュリティポリシーの周知を図る。

No. 214

- 情報セキュリティマニュアルの評価・見直しを引き続き行い, PDCA サイクルにより適切な措置をとる。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

28億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

| 施設・設備の内容 | 予定額 | 財 源 |
|-----------------------|-------------|------------------|
| ・(医病)病 棟 | 総額 2,605 | 施設整備費補助金 (1,194) |
| ・(医病)基幹・環境整備(共同溝整備等) | | 長期借入金 (1,355) |
| ・(塩治)臨床研究棟 | | 国立大学財務・経営センター |
| ・(塩治)臨床研究棟Ⅱ | | 施設費交付金 (56) |
| ・(塩治)ライフライン再生事業(防災盤等) | | |
| ・小規模改修 | | |

注) 1. 金額は見込みであり、上記のほかに業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の事業が追加されることもあり得る。

2. 上記には附帯事務費を含む。

2 人事に関する計画

- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、引き続き平成17年度人件費予算相当額の概ね1%の人件費の削減を図る。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数 1,355人

また、任期付職員数(注)の見込みを238人とする。

(注) 教育職員の任期に関する規程による任期付教員

(参考2) 平成21年度の人件費総額見込 14,256百万円 (退職手当は除く)

(別紙)

○予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

(別紙)予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成21年度 予算

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 10,916 |
| 施設整備費補助金 | 1,194 |
| 船舶建造補助金 | 0 |
| 施設整備資金貸付金償還時補助金 | 0 |
| 補助金等収入 | 155 |
| 国立大学財務経営センター施設費交付金 | 56 |
| 自己収入 | 14,249 |
| 授業料及び入学金検定料収入 | 3,643 |
| 附属病院収入 | 10,434 |
| 財産処分収入 | 0 |
| 雑収入 | 172 |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等 | 950 |
| 引当金取崩 | 0 |
| 長期借入金収入 | 1,355 |
| 貸付回収金 | 0 |
| 承継剰余金 | 45 |
| 旧法人承継積立金 | 0 |
| 目的積立金取崩 | 974 |
| 計 | 29,894 |
| 支出 | |
| 業務費 | 22,878 |
| 教育研究経費 | 13,119 |
| 診療経費 | 9,759 |
| 一般管理費 | 2,449 |
| 施設整備費 | 2,605 |
| 船舶建造費 | 0 |
| 補助金等 | 155 |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 | 950 |
| 貸付金 | 0 |
| 長期借入金償還金 | 857 |
| 国立大学財務・経営センター施設費納付金 | 0 |
| 計 | 29,894 |

「施設整備費補助金」のうち、平成21年度当初予算額152百万円、前年度よりの繰越額1,042百万円

〔人件費の見積もり〕

期間中総額 14,256百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 11,423百万円)

注)「産学連携等研究収入及び寄付金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額9,343万円。

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 費用の部 | |
| 経常費用 | 26,439 |
| 業務費 | 24,692 |
| 教育研究経費 | 3,265 |
| 診療経費 | 5,347 |
| 受託研究費等 | 518 |
| 役員人件費 | 111 |
| 教員人件費 | 8,534 |
| 職員人件費 | 6,917 |
| 一般管理費 | 684 |
| 財務費用 | 211 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 852 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収入の部 | |
| 経常収益 | 26,518 |
| 運営費交付金 | 10,684 |
| 授業料収入 | 3,008 |
| 入学金収益 | 449 |
| 検定料収益 | 121 |
| 附属病院収益 | 10,434 |
| 受託研究等収益 | 518 |
| 補助金等収益 | 146 |
| 寄附金収益 | 400 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 172 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 152 |
| 資産見返補助金等戻入 | 9 |
| 資産見返寄附金戻入 | 27 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 398 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | 79 |
| 目的積立金取崩益 | 301 |
| 総利益 | 380 |

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|--------|
| 資金支出 | 33,758 |
| 業務活動による支出 | 25,553 |
| 投資活動による支出 | 3,660 |
| 財務活動による支出 | 857 |
| 翌年度への繰越金 | 3,688 |
| 資金収入 | 33,758 |
| 業務活動による収入 | 26,269 |
| 運営費交付金による収入 | 10,916 |
| 授業料及び入学金検定料による収入 | 3,643 |
| 附属病院収入 | 10,434 |
| 受託研究等収入 | 518 |
| 補助金等収入 | 155 |
| 寄附金収入 | 431 |
| その他の収入 | 172 |
| 投資活動による収入 | 1,250 |
| 施設費による収入 | 1,250 |
| その他の収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 1,355 |
| 前年度よりの繰越金 | 4,884 |

別表(学部の学科, 研究科の専攻等)

| | | | |
|-----------|---------------|----------|-------|
| 法文学部 | 法経学科 | 360 人 | |
| | 社会文化学科 | 280 人 | |
| | 言語文化学科 | 260 人 | |
| | 編入学 | 20 人 | |
| 教育学部 | 学校教育課程 | 680 人 | |
| | (うち教員養成に係る分野) | 680 人) | |
| 医学部 | 医学科 | 520 人 | |
| | (うち医師養成に係る分野) | 520 人) | |
| | 編入学 | 40 人 | |
| | (うち医師養成に係る分野) | 40 人) | |
| | 看護学科 | 240 人 | |
| | 編入学 | 20 人 | |
| 総合理工学部 | 物質科学科 | 520 人 | |
| | 地球資源環境学科 | 200 人 | |
| | 数理・情報システム学科 | 400 人 | |
| | 電子制御システム工学科 | 320 人 | |
| | 材料プロセス工学科 | 160 人 | |
| | 編入学 | 40 人 | |
| | 生物資源科学部 | 生物科学科 | 120 人 |
| | | 生態環境科学科 | 180 人 |
| 生命工学科 | | 160 人 | |
| 農業生産学科 | | 120 人 | |
| 地域開発科学科 | | 220 人 | |
| 編入学 | | 40 人 | |
| 人文社会科学研究科 | | 法経専攻 | 12 人 |
| | (うち修士課程) | 12 人) | |
| | 言語・社会文化専攻 | 12 人 | |
| | (うち修士課程) | 12 人) | |
| | 教育学研究科 | 40 人 | |
| | (うち修士課程) | 40 人) | |
| | 教育内容開発専攻 | 40 人 | |
| | (うち修士課程) | 40 人) | |
| | 医学系研究科 | 医科学専攻 | 90 人 |
| | | (うち修士課程) | 30 人) |
| | | (うち博士課程) | 60 人) |
| | | 看護学専攻 | 24 人 |
| | | (うち修士課程) | 24 人) |
| | | 形態系専攻 | 16 人 |
| | | (うち博士課程) | 16 人) |
| 機能系専攻 | | 30 人 | |
| (うち博士課程) | | 30 人) | |
| 生態系専攻 | | 14 人 | |

| | | |
|-----------|--------------|-------|
| 総合理工学研究科 | (うち博士課程 | 14 人) |
| | 物質科学専攻 | 72 人 |
| | (うち修士課程 | 72 人) |
| | 地球資源環境学専攻 | 28 人 |
| | (うち修士課程 | 28 人) |
| | 数理・情報システム学専攻 | 56 人 |
| | (うち修士課程 | 56 人) |
| | 電子制御システム工学専攻 | 44 人 |
| | (うち修士課程 | 44 人) |
| | 材料プロセス工学専攻 | 24 人 |
| | (うち修士課程 | 24 人) |
| | マテリアル創成工学専攻 | 18 人 |
| | (うち博士課程 | 18 人) |
| | 電子機能システム工学専攻 | 18 人 |
| | (うち博士課程 | 18 人) |
| 生物資源科学研究科 | 生物生命科学専攻 | 40 人 |
| | (うち修士課程 | 40 人) |
| | 農林生産科学専攻 | 44 人 |
| | (うち修士課程 | 44 人) |
| | 環境資源科学専攻 | 36 人 |
| (うち修士課程 | 36 人) | |
| 法務研究科 | 法曹養成専攻 | 90 人 |
| | (うち専門職学位課程 | 90 人) |
| 附属幼稚園 | 80人 | |
| 附属小学校 | 学級数 4 | |
| | 普通学級 | |
| | 472人 | |
| | 学級数 16 | |
| 附属中学校 | 特別支援学級 | |
| | 16人 | |
| | 学級数 2 | |
| | 普通学級 | |
| | 440人 | |
| | 学級数 12 | |
| 特別支援学級 | | |
| 8人 | | |
| 学級数 1 | | |